

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東門前蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
蓮田市大字馬込字十二番二六三四番 一地先から蓮田市大字馬込字十二番 二一四九番一地先まで		区 間
一一・〇六 一一・八五	一一・九五 一一・四五	敷地の幅員 (メートル)
一一三二・二六		延長 (メートル)
交差点整備工事である		備 考